

第6節 労働安全衛生管理体制の充実

現状と課題

本県における労働災害の被災者数は、長期的には減少傾向にあり、平成13年の死亡者数も前年を7人下回る11人となっています。

しかし、平成13年の本県における休業4日以上之死傷者数は1,117人となっており、依然として多くの労働者が労働災害により被災している状況にあります。

被災者を年齢別にみると50歳以上の高年齢者の占める割合が47.3%と高く、また、事業所の規模別では、従業員30人未満の小規模事業所で発生した災害件数が全災害の64.9%を占めています。

一方、職業性疾病の発生については、減少しているものの、じん肺や化学物質等による中毒が依然として発生しています。

また、一般健康診断の結果をみると、本県では半数以上の労働者が何らかの所見を有している状況にあります。

これらのことから、労働者が心身両面で働きやすい快適な職場の形成に向けた労働安全衛生管理体制の確立と労働災害防止への取組の強化が必要となっています。

施 策

国、県関係機関および医師会等の関係団体と連携を図りながら、以下の点を中心に、職場における安全と衛生の重要性の理解の拡大を図ります。特に高年齢者や中小企業における労働安全衛生管理体制の整備促進のための普及啓発を実施します。

- 1 労働災害の防止、特に死亡災害ゼロに向けた取組の推進
- 2 じん肺等の職業性疾病予防対策の充実
- 3 化学物質による健康障害の予防対策の推進
- 4 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づくメンタルヘルスケアの推進
- 5 過重労働による健康障害の防止対策の推進
- 6 福井・奥越・南越・嶺南の各地域産業保健センターおよび福井産業保健推進センターにおける健康相談等の利用促進
- 7 快適な職場環境づくりの推進